

平成25年度新高校2年生・3年生の障害児相談支援の取り扱いについて

別紙2

平成25年度新高校2年生・3年生については、障害児相談支援の対象期間が短いため、放課後等デイサービスのみ利用する場合は、障害児相談支援(計画案の作成)の対象としない。

平成27年度全実施

根拠法	利用するサービスの種類	新規 更新別	申請・更新月																																	
			平成24年度	平成25年度												平成26年度												平成27年度								
			4月～3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
児童福祉法	放課後等デイサービスのみの利用者	新規	原則	実施しない	→																															
			平成25年度新高校3年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)																															
		平成25年度新高校2年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)																																
		更新 (継続)	原則	実施しない	→																															
			平成25年度新高校3年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)																															
			平成25年度新高校2年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)																															